

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鷺月福社会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、別表1のとおりとし、理事会、評議員会及びその他会議への出席、監事監査への出席等、法人業務を行う場合に支給する。ただし、交通費の実費が別表1の報酬額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。この場合、別表1の報酬は支給しない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬額

日額 3,000円